

静岡市報

No. 4

静岡市追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

目次

条例

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部改正	151
静岡市篤志奨学基金条例の一部改正	152
静岡市税条例の一部改正	153
静岡市手数料条例の一部改正	160
静岡市自転車競走実施条例の一部改正	161
静岡市駐車場条例の一部改正	161
静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	162
規 則	
静岡市公印規則の一部改正	163
静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則の制定	164
静岡市駐車場条例施行規則の一部改正	170
静岡市立保育所条例附則第3項に規定する規則で定める日を定める規則の制定	171
静岡市立保育所条例施行規則の一部改正	171
静岡市建設工事執行規則の一部改正	171
静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部改正	172
静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部改正	173
静岡市公印規則の一部改正	176
訓 令	
静岡市建設業者等選定委員会規程の一部改正	187
静岡市職員服務規程の一部改正	188
教育委員会規則	
清水市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正	189
企業局管理規程	
静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部改正	190
選挙管理委員会告示	
静岡市選挙管理委員会委員長の就任	190
静岡市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定	191

条 例

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月20日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第323号

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成15年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名中「高額療養費」の次に「及び出産費」を加える。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 静岡市国民健康保険の被保険者が高額な療養費を要する療養をした場合又は出産をする場合に、当該療養又は出産に必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けるため、静岡市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条中「3,500万円」を「4,100万円」に改める。

第3条中「第57条の2の規定により高額療養費」を「第57条の2の規定による高額療養費又は静岡市国民健康保険条例及び清水市国民健康保険条例の特例に関する条例（平成15年静岡市条例第313号）第4条の規定による出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）」に改め、「見込みのある」の次に「世帯の」を加え、同条第1号中「療養」の次に「又は出産」を加え、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）資金のうち出産費の支払に係るものにあつては、出産予定日まで1箇月以内であること、又は妊娠4箇月以上であつて当該出産に要する費用について医療機関等から請求を受けていること。

第4条中「高額療養費支給見込額」の次に「又は出産育児一時金支給額」を、「終了している場合」の次に「又は出産に要した費用の額が確定している場合」を、「高額療養費支給額相当額」の次に「又は当該出産に要した額（出産育児一時金支給額を上限とする。）」を加える。

第5条第1項第2号中「高額療養費」の次に「又は出産育児一時金」を加える。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月20日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第324号

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例

静岡市篤志奨学基金条例（平成15年静岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。
別表金指吉昭奨学基金の項中「10,000,000円」を「10,250,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月20日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第325号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の4項を加える。

- 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第23条の2において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他府令に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
- 5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第

23条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他府令に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第23条の次に次の1条を加える。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、第18条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額)を、第20条、第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該控除しきれなかった金額は、令第48条の9の3に定めるところにより、前項の納税義務者に対しその控除しきれなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

第26条第1項中「令第48条の9の3」を「令第48条の9の7」に改める。

第58条第5項中「緑資源公団が緑資源公団法(昭和31年法律第85号)により行う同法第18条第1項第7号イ」を「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イ」に改める。

第92条第1項から第3項までを次のように改める。

軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の3様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の3様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては府令第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

第96条第5項中「第92条第2項」を「第92条第3項」に改める。

第101条中「2,434円」を「2,743円」に改める。

第115条第4項中「緑資源公団が緑資源公団法により行う同法第18条第1項第7号イ」を「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法第11条第1項第7号イ」に改める。

第153条第2項中「又は第38項」を「第38項又は第41項」に改める。

附則第2条第5項中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

附則第13条第2項中「附則第3条の3第4項」を「附則第3条の3第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における第23条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第13条第2項」とする。

附則第14条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則第16条中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第23条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第16条第1項」とする。

附則第16条の次に次の1条を加える。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例)

第16条の2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に係る第23条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の68」とあるのは、「3分の2」とする。

附則第17条第2項中「前条」を「附則第16条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における第23条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第17条第2項」とする。

附則第31条第3項中「本項」を「この項」に改める。

附則第34条第1項中「当分の間、」を「平成15年7月1日以後に第98条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る」に改め、「かかわらず」の次に「、当分の間」を加え、「2,668円」を「2,977円」に改め、同条第2項中「当分の間、」を「平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた」に改め、「かかわらず」の次に「、当分の間」を加え、「1,266円」を「1,412円」に改める。

附則第35条中「第38項」を「第41項」に改める。

附則第41条第3項第2号中「第23条」の次に「、第23条の2第1項」を加え、「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「「所得割の額」を「「場合の所得割の額」に改める。

附則第42条第4項第2号中「第23条」の次に「、第23条の2第1項」を加え、「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「「所得割の額」を「「場合の所得割の額」に改める。

附則第46条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

4 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他府令に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

附則第46条第5項第2号中「第23条」の次に「、第23条の2第1項」を加え、「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「「所得割の額」を「「場合の所得割の額」に改め、「市民税の所得

割の額」と」の次に「、第23条の2第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第46条第4項」と」を加える。

附則第47条中「本条」を「この条」に改める。

附則第49条を次のように改める。

第49条 削除

附則第51条第7項中「証券取引法」の次に「(昭和23年法律第25号)」を加える。

附則第52条第2項第2号中「第23条」の次に「、第23条の2第1項」を加え、「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「所得割の額」を「場合の所得割の額」に改める。

附則第53条第1項中「本項」を「この項」に改める。

附則第54条第4項に後段として次のように加える。

この場合における第23条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第54条第4項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第101条及び附則第34条の改正規定並びに附則第9項から第14項までの規定 平成15年7月1日

(2) 第58条第5項、第115条第4項、第153条第2項及び附則第35条の改正規定 平成15年10月1日

(3) 第18条の改正規定、第23条の次に1条を加える改正規定、第26条第1項、附則第13条及び第16条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第17条、第41条第3項、第42条第4項、第46条、第49条、第51条第7項、第52条第2項及び第54条第4項の改正規定並びに附則第2項から第7項までの規定 平成16年1月1日

(4) 第92条第1項から第3項まで及び第96条第5項の改正規定 平成16年4月1日

(市民税に関する経過措置)

2 改正後の静岡市税条例(以下「新条例」という。)附則第46条(第3項及び第4項を除く。)及び第52条の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成15年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第46条(第3項及び第4項を除く。)及び第52条の規定の適用については、平成16年度分の個人の市民税に限り、新条例附則第46条第5項第2号中「第23条、第23条の2第

1項」とあるのは「第23条」と、「と、第23条の2第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第46条第4項」とする」とあるのは「とする」と、新条例附則第52条第2項第2号中「第23条、第23条の2第1項」とあるのは「第23条」とする。

4 新条例第18条及び第23条の2並びに附則第13条第3項、第16条第2項並びに第46条第3項及び第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 新条例附則第17条、第41条、第42条及び第54条第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

6 改正前の静岡市税条例（以下「旧条例」という。）附則第46条第3項及び第4項の規定は、平成15年度分までの個人の市民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第3項中「所得税法等の一部を改正する法律第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の10第2項」とあるのは、「租税特別措置法第37条の10第2項」とする。

7 旧条例附則第49条の規定は、平成16年度分までの個人の市民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法附則第35条の2の4第1項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第35条の2の4第1項」と、同条第1号中「第317条の6第1項」とあるのは「法第317条の6第1項」と、「附則第35条の2の4第1項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第35条の2の4第1項」と、「法附則第35条の2の4第2項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第35条の2の4第2項」と、「租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

8 新条例第58条第5項の規定は、平成16年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成15年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

9 平成15年7月1日（次項及び第11項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

10 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行

われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第98条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第141項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき309円

(2) 新条例附則第34条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき146円

11 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第66号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

12 前項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第14項において「府令」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

13 第10項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第10条、第100条第2項、第104条第4項及び第5項並びに第107条の規定を適用する。この場合において、新条例第10条中「第104条第1項若しくは第2項、」とあるのは「静岡市税条例の一部を改正する条例（平成15年静岡市条例第325号。以下この条及び第2章第4節において「平成15年改正条例」という。）附則第12項、」と、同条第2号及び第3号中「第104条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成15年改正条例附則第11項」と、新条例第100条第2項中「前項」とあるのは「平成15年改正条例附則第10項」と、新条例第104条第4項中「府令第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第66号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成15年改正条例附

則第12項」と、新条例第107条第2項中「第104条第1項又は第2項」とあるのは「平成15年改正条例附則第12項」と読み替えるものとする。

- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第10項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第105条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例附則第34条第3項の規定により読み替えて適用される新条例第104条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した府令第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

(特別土地保有税に関する経過措置)

- 15 新条例第115条第4項の規定は、平成16年度以後の年度分の特別土地保有税について適用し、平成15年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月20日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第326号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例(平成15年静岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民票又は戸籍の附票に関する証明	1通につき 300円	を
------------------	------------	---

」

「

住民票又は戸籍の附票に関する証明	1通につき 300円
住民基本台帳カードの交付又は再交付	1枚につき 500円

に
」

改める。

附 則

この条例は、平成15年8月25日から施行する。

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第327号

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

静岡市自転車競走実施条例（平成15年静岡市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第328号

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2清水駅東口駐車場の備考中「午後10時30分」を「午後12時」に改める。

附 則

この条例は、平成15年6月21日から施行する。

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月20日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第329号

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成15年静岡市条例第290号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	187,000	292,000	407,000	542,000	727,000	927,000
副 団 長	177,000	277,000	377,000	482,000	657,000	857,000
分 団 長	167,000	262,000	357,000	457,000	607,000	797,000
副分団長	162,000	247,000	332,000	422,000	572,000	757,000
部 長 班 長	152,000	227,000	302,000	382,000	512,000	682,000

団員	142,000	212,000	282,000	357,000	467,000	637,000
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成15年4月1日以後に退職した非常勤消防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

- 3 平成15年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

規 則

静岡市規則第273号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年6月17日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則(平成15年静岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印中

「 防災会議会長印	22	れい書	正方形	方 18	1	防災対策課長	」を
-----------	----	-----	-----	------	---	--------	----

防災会議会長印	22	れい書	正方形	方 18	1	防災対策課長
行政区画等審議会 会長印	22	れい書	正方形	方 21	1	政令指定都市準備課長

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第274号

静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則をここに制定する。

平成15年6月19日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市が静岡市清水島崎町地内に設置する清水駅東西自由通路(以下「自由通路」という。)を利用する歩行者の円滑な通行の確保を図るため、自由通路の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時の利用の停止)

第2条 自由通路は、終日これを供用するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に自由通路の利用を停止することができる。

(行為の禁止)

第3条 自由通路においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自由通路の通行の妨害となる行為をすること。
- (2) 自由通路又は自由通路の器物を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 自転車等を持ち込み、乗り入れ、又は止めておくこと。
- (4) 球戯をし、ローラースケートをし、又はこれらに類する行為をすること。
- (5) 自由通路に寝泊まりすること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(許可行為)

第4条 自由通路の施設のうち市長が定める場所において次に掲げる行為をしようとする者は、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例(平成15年静岡市条例第59号)に基づく市長の許可を受けなければならない。

(1) 催事その他これらに類する催しを行うこと。

(2) フラッグバー、広告ケース等を使用して、広告、宣伝等を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ポスターその他これに類するものを掲示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ清水駅東西自由通路目的外使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可をしたときは、清水駅東西自由通路目的外使用許可書(様式第2号)を交付する。ただし、第1項第3号に係る許可については、同号の規定により掲示されるものに許可証印(様式第3号)を押印することにより当該許可書の交付に代えることができる。

4 市長は、第1項の許可に際し、自由通路の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

5 第1項の許可を受けた者に係る自由通路の使用料に関する事項は、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の定めるところによる。

(許可の基準)

第5条 市長は、前条第2項の規定による許可の申請に係る行為が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときに限り、当該行為を許可するものとする。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するものであること。

(2) 市長が、特に必要があると認めたものであること。

(違反者等に対する処置)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、違反行為の中止、違反物件の撤去若しくは自由通路からの退去を求め、又は第4条第1項の許可を取り消すことができる。この場合において、市長の求めに応じないときは、必要な処置を講ずるものとする。

(1) 第3条の規定に違反した者

(2) 第4条第1項の許可を受けないで同項に規定する行為をした者

(3) 第4条第4項の規定により付された条件に違反した者

(損害賠償の義務)

第7条 自由通路を利用する者が自由通路又は自由通路の器物を損傷し、又は汚損したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を免除することができる。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、自由通路の損傷等により、その利用が危険であると認めるとき、又は管理上やむを得ないと認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(雑則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年6月21日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

清水駅東西自由通路目的外使用許可申請書

年 月 日

静岡市長 様

住所 [法人にあっては、その主たる
事務所 の 所 在 地]

申請者 氏名 [法人にあっては、その名称
及 び 代 表 者 氏 名]

電話

静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則第4条第2項の規定により、清水駅東西

自由通路の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 使用目的

2 場 所

3 使用期間 年 月 日から 時 分から

年 月 日まで 日間 時 分まで

4 人数又は数量

5 その他

備考

- 1 掲示物は、見本又はひな形を添付すること。
- 2 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

清水駅東西自由通路目的外使用許可書

年 月 日付けで申請のあった清水駅東西自由通路の使用については、次のとおり許可します。

1 許可する行為

2 許可する場所

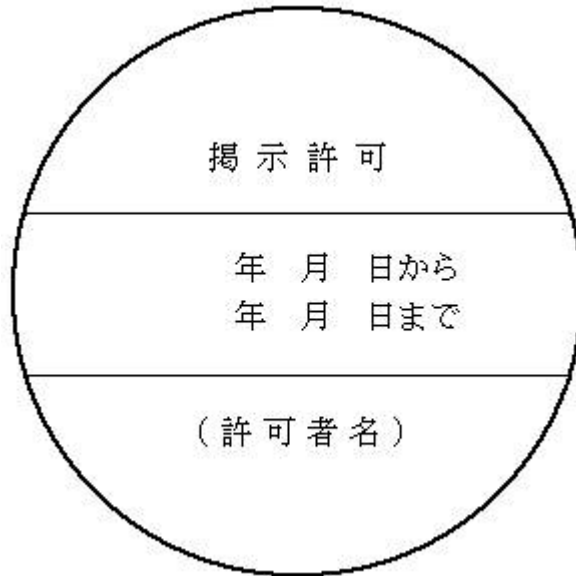
3 許可する期間 年 月 日から 時 分から

年 月 日まで 日間 時 分まで

4 許可する条件

様式第3号(第4条関係)

許 可 証 印



備考 直径3.5センチメートル

静岡市規則第275号

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年6月20日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市駐車場条例施行規則(平成15年静岡市規則第226号)の一部を次のように改正する。

第3条の表清水駅東口駐車場の項、別表2清水駅東口駐車場の表及び様式第1号中「午後10時30分」を「午後12時」に改める。

附 則

この規則は、平成15年6月21日から施行する。

静岡市規則第276号

静岡市立保育所条例附則第3項に規定する規則で定める日を定める規則をここに制定する。

平成15年6月23日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市立保育所条例附則第3項に規定する規則で定める日を定める規則

静岡市立保育所条例（平成15年静岡市条例第147号）附則第3項に規定する規則で定める日は、平成15年6月23日とする。

静岡市規則第277号

静岡市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年6月23日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立保育所条例施行規則（平成15年静岡市規則第106号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

静岡市立丸子保育園	90人
-----------	-----

」を「

静岡市立丸子保育園	130人
-----------	------

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第278号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年6月30日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則(平成15年静岡市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第47条第6項中「年8.25パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

第55条第2項中「年8.25パーセント」を「年5パーセント」に改め、同条第3項中「年8.25パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

第61条第3項中「年8.25パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

第63条第1項中「年8.25パーセント」を「年5パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

静岡市規則第279号

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職手当に関する規則(平成15年静岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要と認めるときは、別表に定める支給月額に給料月額の100分の4を超えない範囲の額を加算することができる。

別表中「(相当困難な業務を行う者のうち特に市長が指定するものにあつては、100分の20又は100分の18)」、「(相当困難な業務を行う者のうち特に市長が指定するものにあつては、100分の16)」及び「(相当困難な業務を行う者のうち特に市長が指定するものにあつては、100分の14)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第280号

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年7月1日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則(平成15年静岡市規則第55号)の一部を次のように改正する。

題名中「高額療養費」の次に「及び出産費」を加える。

第1条中「静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例」を「静岡市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例」に改める。

第2条を次のように改める。

(貸付けの申請)

第2条 条例第1条に規定する資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、高額療養費(出産費)貸付金借入申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 高額療養費の支払に係る資金の貸付けにあつては、医療機関が発行する請求書若しくは証明書又は貸付金の算定を行うに必要な書類の写し及び市長が必要と認める

書類

(2) 出産費の支払に係る資金の貸付けにあつては、母子健康手帳又は妊娠証明書及び市長が必要と認める書類

第3条中「高額療養費貸付承認・不承認決定通知書」を「高額療養費(出産費)貸付承認・不承認決定通知書」に改める。

第4条中「高額療養費貸付金借用書」を「高額療養費(出産費)貸付金借用書」に改める。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、交付を受けた日において医療機関から請求を受けていない場合は、別に市長が定めるところによるものとする。

第7条中「高額療養費」の次に「又は出産育児一時金」を加える。

第9条中「高額療養費貸付金借受人氏名等変更届出書」を「高額療養費(出産費)貸付金借受人氏名等変更届出書」に改める。

第10条中「高額療養費貸付金償還・返還通知書」を「高額療養費(出産費)貸付金償還・返還通知書」に改める。

第11条中「高額療養費貸付金台帳」を「高額療養費(出産費)貸付金台帳」に改める。

様式第1号中「高額療養費貸付基金借入申込書」を「高額療養費(出産費)貸付金借入申込書」に、「高額療養費貸付金を」を「高額療養費(出産費)貸付金を」に、「静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則」を「静岡市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例施行規則」に改め、「療養を受けた者」の次に「(出産した者)」を加え、

「

傷病名	
-----	--

を

」

「

傷病・出産の別	傷病(名称) ・ 出産
---------	--------------

に改め、

」

「期間」の次に「又は出産(予定)の日」を加える。

様式第2号中「高額療養費」の次に「(出産費)」を、「療養を受けた者」の次に「(出産した者)」を、「期間」の次に「又は出産(予定)の日」を加える。

様式第3号中「高額療養費貸付金借用書」を「高額療養費(出産費)貸付金借用書」に、「高額療養費貸付金を」を「高額療養費(出産費)貸付金を」に、「静岡市国民健康保険高

額療養費貸付基金条例」を「静岡市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例」に、「高額療養費の支給日」を「高額療養費（出産育児一時金）の支給日」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「高額療養費」の次に「（出産費）」を加える。

様式第6号中「高額療養費貸付金台帳」を「高額療養費（出産費）貸付金台帳」に、

「

療養を受けた者の氏名	療養を受けた医療機関の名称及び所在地	を
------------	--------------------	---

」

「

療養を受けた者（出産する者）の氏名	療養（出産）を受けた（した）医療機関の名称及び所在地	に、
-------------------	----------------------------	----

」

「

療養を受けた期間	一部負担金	高額療養費	を
----------	-------	-------	---

」

「

療養を受けた期間又は出産の日	一部負担金又は出産に要した額	高額療養費（出産育児一時金）	に
----------------	----------------	----------------	---

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の静岡市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例施行規則の相当様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

静岡市規則第281号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年7月14日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2専用公印中

清水財政事務所 市民税課専用市長印	6	れい書	正方形	方 21	1	市民税課長	市民税減免承認（不承認）通知書、軽自動車税減免承認（不承認）通知書、相続人代表者指定通知書、納期限変更告知書、原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書及び原動機付自転車・小型特殊自動車試乗標識交付証明書用
清水財政事務所 市民税課専用市長印	6	れい書	正方形	方 21	1	市民税課長	市民税減免承認（不承認）通知書、市民税・県民税変更通知書、軽自動車税減免承認（不承認）通知書、相続人代表者指定通知書、納期限変更告知書、原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書及び原動機付自転車・小型特殊自動車試乗標識交付証明書用
静岡環境事務所 廃棄物指導課専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	廃棄物指導課長	合併浄化槽補助金交付決定通知書、家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書、廃棄物減量等推進員委嘱状及び廃棄物減量等推進員証用

を

に、

清水環境事務所 廃棄物指導課専 用市長印	6	れい書	正方形	方 21	1	廃棄物課 指導長	合併浄化槽補助金 交付決定通知書、家庭 用生ごみ処理機購 入費補助金交付決 定通知書、廃棄物減 量等推進員委嘱状 及び廃棄物減量等 推進員証用	を
「								
静岡環境事務所 廃棄物指導課専 用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	廃棄物課 指導長	合併浄化槽補助金 交付決定通知書、家 庭用生ごみ処理機 購入費補助金交付 決定通知書、廃棄物 減量等推進員委嘱 状、廃棄物減量等 推進員証及び古紙 等資源回収活動奨 励金交付通知書用	」
清水環境事務所 廃棄物指導課専 用市長印	6	れい書	正方形	方 21	1	廃棄物課 指導長	合併浄化槽補助金 交付決定通知書、家 庭用生ごみ処理機 購入費補助金交付 決定通知書、廃棄物 減量等推進員委嘱 状及び廃棄物減量 等推進員証用	に、
清水環境事務所 収集業務課専 用市長印	6	れい書	正方形	方 21	1	収集業 務課長	古紙等資源回収活 動奨励金交付通知 書用	」
「								
静岡福祉事務所 障害者福祉課専 用市長印	3	れい書	正方形	方 20	1	障害者課 福祉長	特別児童扶養手当 関係書類進達書、重 度心身障害児福祉 手当認定通知書、重 度心身障害児福祉 手当額改定通知書、 重度心身障害児福 祉手当受給資格喪 失通知書住宅改造 費補助金決定通知 書及び住宅改造変 更承認決定通知書 用（電子計算機出力 用）	を
「								

清水福祉事務所 障害者福祉課専 用市長印	3	れい書	正方形	方 20	1	障 害 者 福 祉 課 長	特別児童扶養手当 関係書類進達書、重 度心身障害児福祉 手当認定通知書、重 度心身障害児福祉 手当額改定通知書、 重度心身障害児福 祉手当受給資格喪 失通知書住宅改造 費補助金決定 通知書及び住宅改 造変更承認決定通 知書用(電子計算機 出力用)	」
静岡福祉事務所 障害者福祉課専 用市長印	3	れい書	正方形	方 20	1	障 害 者 福 祉 課 長	特別児童扶養手当 関係書類進達書、重 度心身障害児福祉 手当認定通知書、重 度心身障害児福祉 手当額改定通知書、 重度心身障害児福 祉手当受給資格喪 失通知書、住宅改造 費補助金決定通知 書、住宅改造変更承 認決定通知書、身体 障害者訪問入浴サ ービス事業利用決 定通知書及び身体 障害者訪問入浴サ ービス事業利用解 除通知書用(電子計 算機出力用)	」
清水福祉事務所 障害者福祉課専 用市長印	3	れい書	正方形	方 20	1	障 害 者 福 祉 課 長	特別児童扶養手当 関係書類進達書、重 度心身障害児福祉 手当認定通知書、重 度心身障害児福祉 手当額改定通知書、 重度心身障害児福 祉手当受給資格喪 失通知書、住宅改造 費補助金決定通知 書、住宅改造変更承 認決定通知書、身体 障害者訪問入浴サ ービス事業利用決 定通知書及び身体 障害者訪問入浴サ ービス事業利用解 除通知書用(電子計 算機出力用)	」

に、

<p>専用静岡福祉事務所長印</p>	<p>23</p>	<p>れい書</p>	<p>正方形</p>	<p>方 21</p>	<p>1</p>	<p>社会福祉課長</p>	<p>保護決定通知書、医療要否意見書、資産照会書、課税状況調査書、扶養義務照会書、検診命令書、治療材料等給付要否意見書、生活保護法医療券、生活保護法調剤券、生活保護法介護券、治療材料券、施術券、休日夜間等 受診証、保育所入所承諾通知書、保育実施解除通知書、補装具交付（修理）券、日常生活用具給付券、更生医療券、生計同一証明書、常時介護証明書、療育手帳関係書類の進達書、更生医療決定通知書、補装具交付決定通知書、判定依頼書（更生医療用）、判定依頼書（補装具用）、手帳内容証明書、ホームヘルパー派遣開始決定通知書、ホームヘルパー派遣変更決定通知書、ホームヘルパー派遣却下決定通知書、居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書、居宅生活支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書、施設訓練等支援費支給決定・利用者負担額決定通知書、施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書、不支給決定通知書、支給量変更決定通知書、障害程度区分変更決定通知書、居宅支給決定取消通知書、施設支給決定取消通知書、身体障害者訪問入浴サービ</p>
--------------------	-----------	------------	------------	-------------	----------	---------------	---

							<p>又事業利用決定通知書、身体障害者訪問入浴サービス事業利用解除通知書、在宅障害者短期入所決定通知書、在宅障害者短期入所実施委託通知書、在宅障害者短期入所解除通知書、特別障害者手当認定通知書、特別障害者手当資格喪失通知書、特別障害者手当変更通知書、特別障害者手当支給停止通知書、特別障害者手当支給停止解除通知書、特別障害者手当認定請求却下通知書、障害児福祉手当認定通知書、障害児福祉手当資格喪失通知書、障害児福祉手当変更通知書、障害児福祉手当支給停止通知書、障害児福祉手当支給停止解除通知書、障害児福祉手当認定請求却下通知書、経過の福祉手当認定通知書、経過の福祉手当資格喪失通知書、経過の福祉手当変更通知書、経過の福祉手当支給停止通知書、経過の福祉手当支給停止解除通知書及び経過の福祉手当認定請求却下通知書用（電子計算機出力用）</p>	を
--	--	--	--	--	--	--	---	---

<p>専用清水福祉事務所長印</p>	<p>23</p>	<p>れい書</p>	<p>正方形</p>	<p>方 21</p>	<p>1</p>	<p>社会福祉課長</p>	<p>保護決定通知書、医療要否意見書、資産照会書、課税状況調査書、扶養義務照会書、検診命令書、治療材料等給付要否意見書、生活保護法医療券、生活保護法調剤券、生活保護法介護券、治療材料券、施術券、休日夜間等受診証、保育所入所承諾通知書、保育実施解除通知書、補装具券、日常生活用具給付券、更生医療券、生計同一証明書、常時介護証明書、療育手帳関係書類の進達書、更生医療決定通知書、補装具交付決定通知書、判定依頼書（更生医療用）、判定依頼書（補装具用）、手帳内容証明書、ホームヘルパー派遣開始決定通知書、ホームヘルパー派遣変更決定通知書、ホームヘルパー派遣却下決定通知書、居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書、居宅生活支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書、施設訓練等支援費支給決定・利用者負担額決定通知書、施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書、不支給決定通知書、支給量変更決定通知書、障害程度区分変更決定通知書、居宅支給決定取消通知書、施設支給決定取消通知書、身体障害者訪問入浴サービス事業利用決定通知書、身体障害者訪</p>
--------------------	-----------	------------	------------	-------------	----------	---------------	---

							問入浴サービス事業利用解除通知書、在宅障害者短期入所決定通知書、在宅障害者短期入所実施委託通知書、在宅障害者短期入所解除通知書、特別障害者手当認定通知書、特別障害者手当資格喪失通知書、特別障害者手当変更通知書、特別障害者手当支給停止通知書、特別障害者手当支給停止解除通知書、特別障害者手当認定請求却下通知書、障害児福祉手当認定通知書、障害児福祉手当資格喪失通知書、障害児福祉手当変更通知書、障害児福祉手当支給停止通知書、障害児福祉手当支給停止解除通知書、障害児福祉手当認定請求却下通知書、経過の福祉手当認定通知書、経過の福祉手当資格喪失通知書、経過の福祉手当変更通知書、経過の福祉手当支給停止通知書、経過の福祉手当支給停止解除通知書及び経過の福祉手当認定請求却下通知書用（電子計算機出力用）
専用静岡福祉事務所長印	23	れい書	正方形	方 21	1	社会福祉課長	保護決定通知書、医療要否意見書、資産照会書、課税状況調査書、扶養義務照会書、検診命令書、治療材料等給付要否意見書、生活保護法医療券、生活保護法調剤券、生活保護法介護券、治療材料券、施術券、休日夜

								間等受診証、保育所 入所承諾通知書、保 育実施解除通知書、 補装具交付（修理） 券、日常生活用具給 付券、更生医療券、 生計同一証明書、常 時介護証明書、療育 手帳関係書類の進 達書、更生医療決定 通知書、補装具交付 決定通知書、判定依 頼書（更生医療用）、 判定依頼書（補装具 用）、手帳内容証明 書、ホームヘルパー 派遣開始決定通知 書、ホームヘルパー 派遣変更決定通知 書、ホームヘルパー 派遣却下決定通知 書、居宅生活支援費 支給決定・利用者負 担額決定通知書、居 宅生活支援費扶養 義務者分利用者負 担額決定通知書、施 設訓練等支援費支 給決定・利用者負 担額決定通知書、施 設訓練等支援費扶 養義務者分利用者負 担額決定
--	--	--	--	--	--	--	--	--

								<p>通知書、不支給決定通知書、支給量変更決定通知書、障害程度区分変更決定通知書、居宅支給決定取消通知書、施設支給決定取消通知書、在宅障害者短期入所決定通知書、在宅障害者短期入所実施委託通知書、在宅障害者短期入所解除通知書、特別障害者手当認定通知書、特別障害者手当資格喪失通知書、特別障害者手当変更通知書、特別障害者手当支給停止通知書、特別障害者手当支給停止解除通知書、特別障害者手当認定請求却下通知書、障害児福祉手当認定通知書、障害児福祉手当資格喪失通知書、障害児福祉手当変更通知書、障害児福祉手当支給停止通知書、障害児福祉手当支給停止解除通知書、障害児福祉手当認定請求却下通知書、経過の福祉手当認定通知書、経過の福祉手当資格喪失通知書、経過の福祉手当変更通知書、経過の福祉手当支給停止通知書、経過の福祉手当支給停止解除通知書及び経過の福祉手当認定請求却下通知書用（電子計算機出力用）</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

に、

<p>専用清水福祉事務所 所長印</p>	<p>23</p>	<p>れい書</p>	<p>正方形</p>	<p>方 21</p>	<p>1</p>	<p>社会福 祉課長</p>	<p>保護決定通知書、医療要否意見書、資産照会書、課税状況調査書、扶養義務照会書、検診命令書、治療材料等給付要否意見書、生活保護法医療券、生活保護法調剤券、生活保護法介護券、治療材料券、 、 施術券、休日夜間等受診証、保育所入所承諾通知書、保育実施解除通知書、補装具券、日常生活用具給付券、更生医療券、生計同一証明書、常時介護証明書、療育手帳関係書類の進達書、更生医療決定通知書、補装具交付決定通知書、判定依頼書（更生医療用）、判定依頼書（補装具用）、手帳内容証明書、ホームヘルパー派遣開始決定通知書、ホームヘルパー派遣変更決定通知書、ホームヘルパー派遣却下決定通知書、居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書、居宅生活支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書、施設訓練等支援費支給決定・利用者負担額決定通知書、施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書、不支給決定通知書、支給量変更決定通知書、障害程度区分変更決定通知書、居宅支給決定取消通知書、施設支給決定取消通知書、在宅障害者短期入所決定通知書、在宅障害者短期入</p>
--------------------------	-----------	------------	------------	-------------	----------	--------------------	--

							所実施委託通知書、在宅障害者短期入所解除通知書、特別障害者手当認定通知書、特別障害者手当資格喪失通知書、特別障害者手当変更通知書、特別障害者手当支給停止通知書、特別障害者手当支給停止解除通知書、特別障害者手当認定請求却下通知書、障害児福祉手当認定通知書、障害児福祉手当資格喪失通知書、障害児福祉手当変更通知書、障害児福祉手当支給停止通知書、障害児福祉手当支給停止解除通知書、障害児福祉手当認定請求却下通知書、経過の福祉手当認定通知書、経過の福祉手当資格喪失通知書、経過の福祉手当変更通知書、経過の福祉手当支給停止通知書、経過の福祉手当支給停止解除通知書及び経過の福祉手当認定請求却下通知書用（電子計算機出力用）	」
保健所清水支所専用保健所長印	25	れい書	正方形	方 21	1	保健予防課長	医務・業務関係許可証及び各種証明用	を
保健所清水支所専用保健所長印	25	れい書	正方形	方 21	1	保健予防課長	医務・業務関係許可証、感染及び就業制限通知書、特定建築物届出書受理書、墓地工事完了検査済証、墓地経営許可書、納骨堂経営許可書、火葬場経営許可書、墓地変更許可書、納骨堂変更許可書、火葬場変更許可書、墓地廃止許可	に

							書、納骨堂廃止許可書、火葬場廃止許可書、興行場営業不許可通知書、興行場営業許可証、旅館業許可証、旅館業承継承認書、旅館業不許可通知書、公衆浴場業許可証、公衆浴場業不許可通知書、温泉利用許可証、化製場等（法第8条の施設）設置不許可通知書、死亡獣畜処理許可証、化製場等（法第8条の施設）設置許可証、動物の飼養・収容許可証、クリーニング所開設検査確認済証、理容所開設検査確認済証、美容所開設検査確認済証及び各種証明用
--	--	--	--	--	--	--	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第34号

静岡市企業局管理規程第14号

各部
企業局

静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号・静岡市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成15年6月30日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市企業局管理者 森竹武人

第2条第1号に次のただし書を加える。

ただし、第6条第3項第1号に掲げるものを除く。

第6条第3項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 1件当たりの予定価格が1億5,000万円未満の建設工事に係る一般競争入札で、格付等級指定型制限付一般競争入札以外のものの参加資格の確認に関する事。

附 則

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

静岡市訓令第35号

各部

静岡市職員服務規程（平成15年静岡市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

平成15年7月3日

静岡市長 小嶋善吉

第4条第1項中「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条第4項中「記章」の次に「（様式第2号）」を加える。

別記様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第4条関係）



1 大きさ 直径14ミリメートル 厚さ1.5ミリメートル

2 材質及び加工

(1) しんちゅう製

(2) 砥工ポキシ仕上げ

(3) ニッケルメッキ

3 表面

(1) 黒表示部分の色は青色(スマルト)

(2) 黒線枠内は白

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第63号

清水市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年7月1日

静岡市教育委員会

委員長 太田 貴美子

清水市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

清水市立幼稚園保育料徴収条例施行規則(平成4年清水市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「5万2,000円」を「5万3,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 改正後の清水市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

企業局管理規程

企業局管理規程第41号

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成15年7月1日

静岡市公営企業管理者 森竹武人

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程(平成15年企業局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「(相当困難な業務を行う者のうち特に管理者が指定する者において100分の16)」及び「(相当困難な業務を行う者のうち特に管理者が指定する者において100分の14)」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要と認めるときは、前項に定める支給月額に給料月額の100分の4を超えない範囲の額を加算することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第187条第1項の規定により、平成15年6月30日、次の者が静岡市選挙管理委員会委員長に就任した。

平成15年6月30日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

住 所 静岡市泉町5番22号

氏名 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第187条第3項の規定により、平成15年6月30日、次の者を静岡市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

平成15年6月30日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

住所 静岡市西草深町4番13号

氏名 栗原 孝和